

川崎市生活文化会館管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市生活文化会館（以下「会館」という。）の管理運営について、川崎市生活文化会館条例（平成7年川崎市条例第47号。以下「条例」という。）及び川崎市生活文化会館条例施行規則（平成8年川崎市規則第8号。以下「規則」という。）で定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(申請等の受付)

第2条 条例及び規則に基づく申請及び届出の受付時間は、開館日の午前8時30分から午後8時30分までとする。

(利用許可の申請の受付順位)

第3条 利用許可の申請の受付順位は、申請の順とする。ただし、申請が同時の場合は、技能職団体が会館の設置目的に沿って利用するものを優先し、その他の利用の場合は、抽選による。

(利用料金の減免)

第4条 条例第10条の規定による利用料金の減免の基準のうち、条例別表の1施設利用料の表及び別表の2設備利用料の表については、次に定めるとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 技能職団体が会館の設置目的に沿って利用する場合において次に例示する行事等に利用するとき。 免除

- ア 技能職者相互の交流を図るための総会、大会
- イ 技能への理解を深めるための展覧会、品評会
- ウ その他これらに類するもの

(2) 技能職団体又は、それに類する団体が会館の設置目的に沿って利用する場合において技能水準の向上を図るための研修会、講演会等に利用するとき。 5割相当の減額

(3) 市が会館の設置目的に沿って利用するとき。 免除

(4) 国、他の地方公共団体、中央職業能力開発協会、都道府県職業能力開発協会又は独立行政法人雇用・能力開発機構が会館の設置目的に沿って利用するとき。 5割相当額の減額

(5) 学校教育法に定める学校、専修学校又は各種学校が会館の設置目的に沿って利用するとき。 5割相当の減額

2 条例第10条の規定に係る利用料金の減免の基準のうち、条例別表の3駐車場利用料の表については、次に定めるとおりとする。

(1) 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車 免除

(2) 国又は地方公共団体が緊急を要する業務を行うため使用する自動車 免除

(3) 市又は指定管理者の委託した納品業者、清掃業者等が専らその業務のために使用する自動車 免除

(4) 障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所の判定により知的障害者とされた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他これらと同程度の障害を有すると認められる者をいう。）が使用する自

動車及び同乗する自動車 免除

- (5) 技能職団体が会館の設置目的に沿って利用する場合において、次に例示する行事等の準備、参加のために使用する自動車。 免除
- ア 技能職者相互の交流を図るための総会、大会
 - イ 技能への理解を深めるための展覧会、品評会
 - ウ 技能水準の向上を図るための研修、講演会等
 - エ その他これらに類するもの
- (6) 公用車 免除
- (7) その他市長が特に必要があると認める自動車 免除

(利用の不許可)

第5条 条例第12条の規定により、次の各項のいずれかに該当すると認められる場合は、会館の施設及び設備の利用を許可しない。

- (1) 当該利用により、建物又はこれに附帯する工作物等を損壊、汚損又は滅失するおそれがあるとき。
- (2) 次に掲げるような管理上支障がある事項に該当するとき。
- ア 泥酔者その他他人に危害又は著しい迷惑を及ぼすおそれがある者が利用しようとするとき。
 - イ 指定管理者が支障がないと特に認めた場合を除き、危険な物品を携帯し、又は動物（身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を伴って利用しようとするとき。
 - ウ 火気等の使用又は騒音、臭気等の発生を伴う利用であって、これらに対する対策が十分でないため、他の利用者又は近隣の住民等に危険又は著しい迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - エ 当該利用に伴い多数の人又は自動車等が集中することにより、周辺道路の著しい交通渋滞その他收拾困難な混乱が館内又は近隣において発生するおそれがあると認められるとき。
 - オ 過去の利用において、条例又は条例に基づく規定に違反し、又は市長若しくは指定管理者の指示に従わないことが顕著であった者等による利用であって、当該利用においても、これらの規定に違反し、又は指定管理者の指示に従わないおそれがあると認められる者が利用しようとするとき。
 - カ 施設の定員を超える利用をしようとするとき。
- (3) 次に掲げるような指定管理者が利用を不適当と認める事項に該当するとき。
- ア 当該団体の構成員が集団的又は常習的に反社会的行為、暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体が利用しようとする場合であって、当該利用により当該団体に利益を与えることによって、当該団体の構成員の反社会的行為、暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがあると認められるとき。
 - イ 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるとき。
 - ウ 葬儀、告別式その他これらに類する行事に利用しようとするとき。
 - エ 利用許可申請書の記載事項に虚偽があると認められるとき。
- 2 利用時間以外の時間又は休館日（臨時に休館することとした日を含む。）において利用しようとするとき。
- 3 指定管理者が特別の理由があると認める場合を除き、利用許可の申請期間以外において申請したとき。
- 4 施設の利用をしようとする時間における利用について、既に他の者に対してその施設の利用を許可しているとき。
- 5 設備の利用をしようとする時間における利用について、既に他の者に対して利用を許可したこと

等により、利用させることができる設備が残存していないとき。
6 その他前各項に準ずると認められるとき。

(営利利用の制限)

第6条 営利を目的とした利用は許可しない。ただし、次に該当する場合はこの限りでない。

(1) 物品の販売等

- ア 主催者が会員のために頒布するものであること。
- イ 研修会、講習会等の教材として使用する書籍類であること。
- ウ 催事の講師、出演者等に関するものであること。

(2) 入場料金等を徴する催事

- ア 主催者が会員のために催すものであること。
- イ 入場料金等は、他に比較して低額であること。

(利用時間)

第7条 条例別表1に定める利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含めるものとする。

(利用時間の延長)

第8条 利用許可の時間を超えて利用することができる場合は、利用時間区分の直後に利用者がいないとき又は管理上支障がないときに限り認めるものとする。

(利用期間の制限)

第9条 規則第12条に規定する同一利用者が1ヶ月以内に施設等を利用する期間又は回数は、別表のとおりとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

区 分	展示場	展示場以外の施設
同一利用者が連続して同一施設等を利用する期間	7日を限度	3日を限度
1月以内に施設等を利用する申請の回数	1回	7回以内